
プロジェクト	収益認識
項目	第 440 回企業会計基準委員会及び第 108 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 440 回企業会計基準委員会（2020 年 8 月 28 日開催）及び第 108 回收益認識専門委員会（2020 年 9 月 16 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

電気事業連合会からの別途の対応への要望に関する提起について

第 440 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. 今回の提起は電気事業連合会からのものであるが、当委員会の審議の結果、会計基準等の改正が必要と判断された場合に、類似した適用上の課題を抱えるその他の業界においても、改正された会計基準等を適用することができることとなるか。
3. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」第 96 項の「別途の対応」を図るか否かは「実務上著しく困難な状況」にあることが前提となっているという理解でよいのか。
4. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に実務上不可能な場合の取扱いが定められているが、収益認識会計基準の中にそのような取扱いを別途の対応として定めるかどうかを検討することになるということか。
5. 現行の検針日基準と、電気事業連合会から示された資料にある電気料金の見積りによって出てきた数値の差異をもって、見積を行うことの妥当性を突き詰めて検討するということは難しいと思うが、そのような方向で検討することが以前合意され、資料にあるような検証に至っているという理解でよいのか。

第 108 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

6. 作成者として、工事進行基準、システム進行基準や企業結合といった見積りの会計について、業界統一の見積算定方法の存在にかかわらず、監査人からは常に合理的な見積りを行う必要があり何らかの合理的な方法で最善の見積りを行うよう要請されている。
7. 実績と見積りの差が把握できないことについては、会計基準上は、損益計算にお

いてある年度に見積りを行う場合、翌年度に確定額との差額が損益に計上されるため、それをもって見積りの結果が確定したと捉えられることができると考えられる。

8. 一定の精度を伴う見積りが行われている印象を受けた。見積りの幅が大きいということをもって代替的取扱いを設けるのは難しいのではないかとと思われる。見積方法を会計方針に記載することで十分ではないか。
9. 見積りの可能性を含めて監査上の取扱いの範囲で対応できるのであれば、電力業界固有の話と考えられ、会計基準の代替的取扱いとして扱うことではないのではないかとと思われる。
10. 代替的取扱いを認めることにより、想定しないところで同様の議論となる可能性があり代替的取扱いを設けることには賛成し難い。電力事業とガス事業のほかに、検針日基準の対象となる同種の事業があるのか、調べるべきではないか。
11. 会計基準の目的では、有用な情報の提供についてコスト・ベネフィットを勘案し提供することを考慮すべきと考える。見積りについては、監査スケジュールや決算スケジュールとの関係も考慮すべきと考える。電力事業の見積りに著しく実務的な困難が伴う相応の理由があるのであればケースバイケースで考えるべきである。
12. 検針日基準ではいわゆる半月分完全に売上が上がっていないので、貸借対照表の利益剰余金等が適切であるか否かについても同時に検討していく必要がある。
13. 説明資料の監査法人からのコメントはあくまでも伝聞のため、監査人が実際どのように考えているか、客観的な情報として聴取した方が良い。

以 上